

○駒澤大学総合情報センター規程

平成9年10月1日

制定

改正 平成15年4月1日

平成16年4月1日

平成18年4月1日

平成19年4月1日

平成19年5月1日

平成21年10月30日

平成24年4月1日

平成25年4月1日

平成27年4月1日

令和4年4月28日

(設置)

第1条 駒澤大学（以下「本学」という。）に、駒澤大学総合情報センター（以下「センター」という。）を設置する。

(目的)

第2条 センターは、本学の情報システムを統括し、適正に管理・運用することによって教育・研究活動の高度化を図るとともに、業務の効率化及び活性化を実現することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 情報システム及びネットワークの維持並びに管理に関すること。
- (2) 情報システム及びネットワークの開発・更新並びに立案に関すること。
- (3) 情報処理教育及び情報システムを利用する教育の支援に関すること。
- (4) 駒澤大学情報システム委員会（以下「システム委員会」という。）の付託に基づく事項に関すること。
- (5) 情報処理関連の研究会、講習会、講演会の企画及び開催に関すること。
- (6) 学生、教員、職員及びその他の利用者に対する支援並びに相談受付に関すること。
- (7) 情報関連の資料、文献の収集及び交換、センターの紹介資料の作成並びにセンター業務の広報に関すること。

(8) その他情報処理教育及び情報システムに関すること。

(組織)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 所長 1人
- (2) 職員 若干人
- (3) 専門委員 若干人

(所長)

第5条 所長は、センターを代表して情報を収集し、その業務を統括する。

- 2 所長は、本学専任教授の中から学長が委嘱する。
- 3 所長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 学長が退任したときは、所長は、前項の規定にかかわらず退任するものとする。

(職員)

第6条 職員は、所長の指示によりセンターの業務を行う。

(専門委員)

第7条 専門委員は、所長の指示により、次の各号に掲げる業務についての支援を行う。

- (1) 情報システム及びネットワークの開発・更新並びに立案に関すること。
 - (2) 情報処理教育及び情報システムを利用する教育の支援に関すること。
 - (3) 情報処理関連の研究会、講習会、講演会に関すること。
 - (4) その他情報処理教育及び情報システムに関すること。
- 2 専門委員は、本学専任教員の中からシステム委員会の議を経て所長が推薦し、学長が委嘱する。
 - 3 専門委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、システム委員会及び全学教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な規定は、システム委員会がこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、平成9年10月1日から施行する。
- 2 駒澤大学総合情報センターを英語で表記する場合は、Komazawa University Information Network Centerとする。

3 この規程の施行に伴い、情報教育センター運営委員会規程(平成4年4月1日制定)は、
廃止する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。